

新宮市教育委員会告示第 3 号

新宮市教育委員会防犯カメラ設置要綱

新宮市教育委員会防犯カメラ設置要綱を次のように定める。

令和 8 年 7 月 23 日

新宮市教育委員会教育長 速水 盛康

新宮市教育委員会防犯カメラ設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が設置し、又は管理する防犯カメラに関し、敷地内における犯罪及び事故の未然防止、発生時の迅速な対応等、市民等の安全及び安心の確保に寄与するための具体的な方策を定め、その設置及び運用に関しては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、新宮市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年新宮市条例第21号）及びこの要綱の定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は次に定めるとおりとする。

- (1) 「防犯カメラ」とは、犯罪の予防を目的とする画像撮影装置で、特定の場所に継続的に設置され、かつ、特定の個人を識別できる画像を撮影する可能性のあるものをいう。
- (2) 「個人情報画像」とは、防犯カメラにより記録された画像のうち、当該画像から特定個人を識別することができるものをいう。
- (3) 「施設等」とは、教育委員会が設置し、又は管理するものであって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者にその管理を行わせるもの及び契約によりその業務を委託するものを含むものとする。

(設置施設)

第3条 この要綱を適用する防犯カメラの設置施設は、別表のとおりとする。

(管理責任者等の設置)

第4条 防犯カメラを設置した施設等には、防犯カメラの適正な運用を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

- 2 管理責任者は、当該防犯カメラの管理を担当する所属の長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、防犯カメラ、画像表示装置及び録画装置を操作する担当者（以下「操作担当者」という。）を指定するものとする。
- 4 管理責任者及び操作担当者は、個人情報画像から知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(設置場所)

第5条 防犯カメラを設置する場合は、その目的を達成するために必要最小限度の撮影範囲となる場所に設置するよう努めるものとする。

- 2 画像表示装置、画像記録装置及び記録媒体は、防犯上、防災上又は構造上やむを得ない場合を

除き、原則として外部から見通せない場所に設置するものとする。

3 管理責任者は、次の場合を除き、操作担当者以外の者による操作を禁止するものとする。

- (1) 防犯上又は防災上やむを得ない場合
- (2) 機材の点検等のためであって、操作担当者が立ち会う場合
- (3) その他管理責任者が必要と認める場合

4 管理責任者は、撮影対象区域付近の見やすい場所に次に定める事項を表示するものとする。

- (1) 防犯カメラによる撮影を実施している旨
- (2) 管理責任者及び連絡先

5 管理責任者は、防犯カメラを設置し、若しくは防犯カメラの運用方法を変更（設置台数の変更を含む。）し、又は防犯カメラを廃止しようとするときは、防犯カメラ設置（変更・廃止）届（様式第1号）により教育政策課長に届け出なければならない。

（画像管理）

第6条 個人情報画像を保存する場合は、当該画像を加工することなく、撮影時の状態のままで保存するものとする。

2 防犯カメラの設置目的を達成するために必要な場合を除き、個人情報画像を複製してはならないものとする。

3 個人情報画像を記録した記録媒体は、管理責任者の許可がある場合を除き、画像表示装置又は録画装置の設置場所以外に持ち出してはならないものとする。

4 管理責任者は、個人情報画像の漏えい、滅失又はき損の防止その他の画像の安全管理のため、当該防犯カメラの設置目的に応じ、最小限度の保存期間（重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間）を定めるものとする。

5 保存期間を経過した個人情報画像については、漏えい防止のため、これを確実にかつ速やかに消去し、又は再生不可能な状態にして廃棄するものとする。

（個人情報画像の複製及び閲覧）

第7条 個人情報画像は、これを複製してはならない。ただし、次のいずれかに該当し、個人情報画像を提供する場合はこの限りでない。

- (1) 事件に関連し、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定に基づき、捜査機関から公文書により個人情報画像の提供を求められたとき。
- (2) 前号のほか、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第223条の文書提出命令等のほか法令の規定に基づき文書により個人情報画像の提供を求められたとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合において、新宮市教育委員会防犯カメラ画像提供（閲覧）申請書（様式第2号）により公的機関から個人情報画像の提供を求められたとき。

2 管理責任者は、前項ただし書の規定により個人情報画像の複製を提供する場合は、新宮市教育委員会防犯カメラ画像提供（閲覧）決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）に複製した画像を添付して通知するものとする。この場合において、管理責任者は、個人情報画像の提供に係る申請書類の写し及び決定通知書の写しを教育政策課に提出するものとする。

3 個人情報画像の閲覧は、第1項第1号から第3号のいずれかに該当する場合（この場合において「個人情報画像の提供」とあるのは「個人情報画像の閲覧」と読み替えるものとする。）に限りできるものとし、閲覧を許可する場合は、管理責任者は、決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、個人情報画像の閲覧は、管理責任者が指定した場所で行い、許可を得ていない者は、その間、その場所に立ち入ることができない。

4 個人情報画像の閲覧を行った場合は、その日時、目的、閲覧者、閲覧画像の範囲等を記録簿（様式第4号）に記録し、記録簿の写しを教育政策課に提出するものとする。

5 第4条第4項の規定は、個人情報画像の提供を受けた者又は個人情報画像を閲覧した者について準用する。

（文書の保存期間）

第8条 この要綱による文書の保存期間は、次のとおりとする。

(1) 防犯カメラ設置（変更・廃止）届 当該防犯カメラの廃止された日の属する年度の翌年度から起算して3年間

(2) 個人情報画像の提供に係る申請書類及びその写し 申請のあった日の属する年度の翌年度から起算して5年間

(3) 新宮市教育委員会防犯カメラ画像提供決定通知に係る書類及びその写し 通知した日の属する年度の翌年度から起算して5年間

(4) 記録簿及びその写し 閲覧を行った日の属する年度の翌年度から起算して5年間

(5) 閲覧及び提供を行った個人情報画像 閲覧及び提供を行った日の属する年度の翌年度から起算して5年間

（その他）

第9条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 7 月 23 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

設置施設	所在地
新宮市立丹鶴幼稚園	新宮市新宮451番地の22
新宮市立神倉小学校	新宮市千穂一丁目715番地の3
新宮市立王子ヶ浜小学校	新宮市田鶴原町二丁目5676番地
新宮市立三輪崎小学校	新宮市三輪崎三丁目80番地
新宮市立緑丘中学校	新宮市緑ヶ丘二丁目6492番地
新宮市立城南中学校	新宮市清水元一丁目5709番地
新宮市立光洋中学校	新宮市三輪崎1199番地の2
新宮市立熊野川中学校	新宮市熊野川町日足646番地
新宮市文化複合施設（丹鶴ホール）	新宮市下本町二丁目2番地の1
新宮市浮島児童館	新宮市浮島6814番地の8
新宮市橋本児童館	新宮市橋本一丁目3813番地の123
新宮市下田児童館	新宮市新宮4514番地の5
蓬莱グラウンド	新宮市徐福二丁目7150番地の1
蓬莱公園	新宮市徐福二丁目7150番地の1

（あて先）
教育政策課長

管理責任者

防犯カメラ設置（変更・廃止）届

防犯カメラを設置（変更・廃止）するので、次のとおり届出ます。

1	施 設 名	
2	所 在 地	
3	目 的 又 は 理 由	
4	設 置 台 数	
5	記 録 装 置 の 有 無	
	（１）記録の保存期間	
	（２）記録の保存媒体	
6	画像の漏えい、流出等の 防止そのほかの安全管理 のために講じた措置	
7	設置（変更・廃止）日	
8	防犯カメラ操作担当課名	
9	指定管理又は委託の有無	
	指定管理先等の名称	
10	備 考	

※廃止の場合は、1、3、7 欄へ記入すること

様式第2号（第7条関係）

新宮市教育委員会防犯カメラ画像提供（閲覧）申請書

年 月 日

（あて先）
教育長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

防犯カメラで撮影された個人情報画像の（提供を受けたい・閲覧したい）ので、次のとおり申請します。

1 申請理由

2 防犯カメラ設置施設

3 検索画像日時 年 月 日
午前・午後 時 分ごろ

4 画像取扱者 職名
氏名

5 その他

個人情報画像の提供を受ける場合は、次の事項を遵守します。

ア 画像情報を適正に管理します。

イ 画像情報の提供を受けた目的以外への利用及び第三者への提供はしません。

ウ 提供を受けた目的を達した後は、速やかに外部記録媒体等を返却し、又は画像情報を消去します。

エ 個人情報画像の提供又は閲覧により画像から知り得た情報をみだりに他に漏らしません。

オ 画像は複製しません。

様

教育長

新宮市教育委員会防犯カメラ画像提供（閲覧）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました防犯カメラで撮影した個人情報画像の提供（閲覧）について、申請のとおり決定しましたので通知します。

（提供・閲覧の条件）

- （1） 提供を受けた画像情報を適正に管理すること。
- （2） 提供を受けた目的以外の利用及び第三者への提供をしないこと。
- （3） 画像から知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならない。
- （4） 提供を受けた目的を達した後は、速やかに外部記録媒体等を返却し、又は画像情報を消去すること。
- （5） 提供を受けた画像は、複製してはならない。

様式第 4 号（第 7 条関係）

記 録 簿

閲 覧 日 時		年 月 日 時 分
閲 覧 場 所		
閲 覧 者	所属機関	
	職・氏名	
	連絡先	
閲 覧 等	目的	
	画像範囲	
	条件	
その他特記事項		